

このメモは、傍聴者による要点メモです。引用等は固くお断り致します。

区議会文教委員会傍聴メモ(要点、陳情第 184 号関係のみ)

と き : 2005 年 11 月 24 日
と ころ : 練馬区役所西庁舎 8 階 第 5 委員会室
傍聴人 : 陳情者(図書館)関係: 9 人、その他 2 人
内 容 :

光が丘図書館長:資料説明(略)

資料 1 区立図書館の業務を委託する事業者を募集(区ホームページ 11/21 掲載内容)
・ 募集要項 ・ 委託仕様書 ・ 事業者選定の評価項目・評価基準 ・ 情報公開基準 他
新宿区立図書館運営協議会設置要綱

かまた 百合子委員(共産党):

図書館は地域における文化の拠点であり、区民の教養・文化を高める身近で重要な施設です。
陳情要旨 1 は、文化のレベル低下が懸念されるとの不安から、民間委託をやめて欲しいということです。
レベル低下の原因の一番は、専門的能力を持つ職員が配置されなくなることです。
利益を上げることが目的の民間事業者は、経費の中で最大の人件費を削ることになります。
委託予測額は、4 億 5 千万円ですが、図書館協力員を増員することで対応した場合、人件費は概算どのくらいになりますか。

光が丘図書館長:

現在の図書館協力員を当てるといふ計算はしていません。
こちらで、想定しているのは、常勤職員と非常勤職員、更に、委託業務としての計算です。
全ての業務を非常勤職員にした時にどういう仕事の組立ができるかについては計算していません。

かまた 百合子委員(共産党):

ぜひ、いろいろなケースを考えて職員配置を検討していただきたいのです。常勤職員を減らしてもレベルを下げないためにどうするかで、図書館協力員の増員をはじめいろいろ検討する必要があります。
私の方で概算したところ、図書館協力員の増員で対応した場合の経費は、委託した場合とほぼ同じ位になります。

委託事業者の職員が安い賃金だと、スキルアップしないで辞めてしまい、次々に入替わってしまったらスキルアップする暇がありません。

他区で委託事業者がどのくらいの時給で職員募集をしているか掴んでいますか。

光が丘図書館長:

募集の中では、いろいろな単価が示されているようですが、私どもではいくらの職員を何人配置して下さいとの仕様にはなっていません。示した業務を適正に行える人員配置を求める仕様書ですから、事業者も求めるレベルのサービスをできる陣容を整えることになっています。

かまた 百合子委員(共産党):

他区の募集のいくつかをインターネットで調べると、若干差はあるものの、カウンター業務についての時給は、800 円から 900 円程度です。これは図書装備とほぼ同額です。また、有資格者であるとの条件は見受けられません。契約期間が 1 年間。時間はシフト制で短時間労働。

安い賃金では、長続きせず、優秀な人材は人生を賭けて、専門職として職務を遂行するには、将来を展望できないために仕事を辞めざるを得ない。こういう声は、視察に行った宮崎市でも聞こえてきました。

短期に替わる職員の質は低くなりますし、職員の質が図書館の質に反映しますので、全体として文化のレベルが下がることが、容易に想像できます。

文化のレベルを下げないでと願っている陳情の要旨からは、不安が的中する委託になるのではと予測できます。

練馬区の文化的事業は経済効果で評価するべきではなく、文化のレベルアップの効果でこそ評価できるという立場で生涯学習を考えているかどうかを伺います。

光が丘図書館長:

今回の業務委託は、一部業務委託で、館長をはじめ常勤職員、さらには委員から高く評価をいただいた協力員をふくめた職員が主体的に仕事をやっていく中で、業務の一部を委託するものです。

区が生涯学習における図書館の役割を放棄するようなことは全くありません。むしろ、今まで着手できなかった新しい事業に職員が積極的に取り組んでいくために委託をするもので、質が落ちるとの懸念はありません。かまた 百合子委員(共産党):

生涯学習に力を入れる立場で、レベルは下げないことを守ってやっていただくことを願っています。

公的責任で区民の文化レベル向上を目指す、専門職の正規職員を配置することが必要不可欠だと思います。これが、区立図書館のあり方としてふさわしいと思いませんか。

図書館を営利企業に部分的にでも委託するのは、やめるべきとの陳情者の願いに応じて、一項は採択していただきたいをお願いします。

池尻 成二委員(社民・市民):

委託化計画の基本的な意味合いを確認します。

直営の常勤職員と図書館協力員、委託の三者での館運営ですが、5年後10年後の区立図書館の運営がどのように行われていくかを伺います。

光が丘図書館長:

平成20年度までかけて委託を導入することを提案し、すすめています。その中で、今まで着手できなかった新しい事業をすすめ、更には、平成20年には光が丘図書館を中央間的図書館として、全館の事業を展開できる係を作る構想をもって、作業をすすめています。

その後については、新長期計画として5年間の計画を盛込んでいます。その先は、これらの計画がよい結果にすすみ、更に図書館の発展をとということになれば、新しい体制等も考えていくようになると思います。

池尻 成二委員(社民・市民):

図書館の管理運営業務の今後のあり方という点でもう少し突っ込んだお答えをいただきたいのです。

委託化民営化実施方針を改めて読んでみると、全ての事務事業について、委託化民営化の是非、可能性について洗い直そうとなっています。

図書館の事務事業は9あり、その全般について見直しをされたと思いますが、今回は、カウンター業務を含むある部分について委託化をし、その他の部分は直営で残す判断をしたわけです。

そのことの持つ意味合いを確認したいのです。

つまり、先々、部分的に業務委託はあるものの全体としては基本的に直営でやっていくのがふさわしいと考えていらっしゃるのかどうか。

図書館協力員を図書館の運営の中でどう位置づけていこうと考えていらっしゃるのか。

今の段階でも、これらについての方向性はお持ちでなければいけないだろうと、それは、委託化民営化方針が求めていることでもあります。

光が丘図書館長:

現在、民間にできるものは民間にとの考え方で、いろいろな業務に委託化民営化をすすめています。

図書館では、直営の方向を出して、3年間の業務委託の計画をすすめています。それが、更に民営化すべきだとの意見も出されまじょうし、指定管理者という選択肢もあるかも知れませんが、今は、直営で行いたいとしてこの計画を出しています。

それについて、将来展望がないから、納得ができないということかも知れませんが、常勤職員、協力員、カウンター業務をはじめいろいろな業務の委託の方々と一緒に、直営という形をとっていきたいと今現在考えています。

池尻 成二委員(社民・市民):

事務事業の評価の話として、図書館の管理運営業務が、委託になじむのか、委託すべきか、委託できるかは、教育委員会全体として判断していると思います。

現段階で、図書館の管理運営業務の基本については、直営でやるのがふさわしいし、適切だとの判断をもっていらっしゃるのかどうかを確認したいのです。

生涯学習部長:

当分の間、直営でやると考えています。

今のところ、開館日、開館時間の拡大や新しい業務等サービスの向上を考え、委託の拡大を図っていく考え方になっています。

池尻 成二委員(社民・市民):

図書館業務の性格、基本的あり方についての考え方をお聞きしているのです。10年20年直営で約束しろとっているわけではありません。

図書館のカウンター業務等々は、補助的付帯的業務と整理をしているが、これは大きな論点と私は思っています。

しかし、そうだとすれば、図書館の基本的な業務は何だと思っていられるのか、確認させてください。
光が丘図書館長：

図書館は区民に対していろいろな情報、資料を提供する。また社会教育施設として社会教育の一端を担うという役割もあります。とりわけ、図書館の運営の中では、蔵書の構成、廃棄等、いろいろな事業、例えば子どもたちへのお話、読み聞かせ、成人へのサービス、障害者へのサービスと多方面で業務を行っています。カウンター業務が補助的かどうかとのことですが、貸すという業務が日常的に大変な時間をとっています。それを効率化することによって、職員をいろいろな事業に振り向けることができると考えています。大勢の区民の方に速やかに資料を提供し、事業を展開して行く、学校支援として学校へ出かけて行き、読書指導に当たる体制も組んでいきたいと考えています。

カウンターを委託することが、即サービスの低下になるということはありません。

池尻 成二委員(社民・市民)：

図書館は保有する情報を区民にどう還元していくか、例えば、本を貸し、借り、読んでもらうだけではなく、本に親しんでいく、本を活かしていくような形で、情報センターとしての図書館が活用されるかどうかの基本だと思うのです。

カウンター業務は矮小に聞こえるが、区民が図書館の情報にアクセスして活かしていくためには、欠かせない唯一の通り道だと思うのです。図書館はカウンター業務を外してどんな基本的な業務があるのかと疑問に思います。

仕様書等々をみて、今回の委託は、カウンター業務を含めて、非常にぞんざいに扱われているとの印象を拭えません。

仕様書では、読書案内等のレファレンス業務、苦情対応業務、区職員勤務時間外対応業務は、全部、間に委託事業者が入って区職員につないで翌日対応を含めた対応をせざるを得ない。これはサービスの低下と言わざるを得ないと思いますが、そうは考えていないのでしょうか。

例えば、その日に解決できるレファレンスが解決できないことは、サービスの低下には当たらないとお考えなのでしょうか。

光が丘図書館長：

区立の図書館には専門職制度はありません。職員はみな一般職の事務職です。協力員は、要件を付して経験、有資格等を問うております。しかし、来たばかりですぐに回答ができるわけでもなく、現在もレファレンスについては、担当者あるいは、後日回答が多いのであります。難しいレファレンスであればあるほど時間をいただいて後日お返事をするケースが多いのです。その場で回答できるような読書案内、本がどこにあるかのようなレファレンスであれば、(それを幅広くレファレンスといえば)充分その場で対応できます。時間をいただくことも図書館としては、お客様にご理解をいただいて、翌日以降回答するというを現在も行っていきます。

池尻 成二委員(社民・市民)：

私は、間に委託事業者が入るということで、サービスの低下はあると思っています。

仕様書の内容で、業務責任者には、司書資格は求めているが、常勤(正社員)の要件はないと読んだのですが、それでよいのでしょうか。

光が丘図書館長：

それは、特に規定しておりません。

池尻 成二委員(社民・市民)：

5時以降は委託会社しかいないわけだし、なぜ業務責任者まで社員でなくていいのかということは、とても納得できません。現場の委託された図書館業務を預かる責任者・副責任者については、最低限常勤の社員であるべきだと思うが、なぜそうでなくてもよいとお考えなのか、そう判断された理由をお聞かせください。

光が丘図書館長：

総括管理者は、正規社員を要件としています。

池尻 成二委員(社民・市民)：

総括管理者は分かるのですが、現場の業務を直接預かるわけではないのです。兼務はできるものの、

今回の人員計画をみると、普通の館でも10人程度職員が減るわけで、それに見合い委託事業者が何人社員を入れるか分かりませんが、おそらく10人とかそれに近い人数のいろいろな身分の社員の方が働くだろうと、その現場を預かる責任者が正規の社員でなくてもいいとは、おかしいと思うのです。それは、責任ある業務の

執行体制を保証するものではないと思うのですが、せめて業務責任者ぐらいは、正規の社員を入れるということを書き添えの中に書かれなかったのか、なぜそうされたのですか。

光が丘図書館長:

要件として求めているのは、資格、経験であり、どういう身分でその会社に雇われるかということ、仕様書であまり強く要件を縛るということについては、最低限のものにしています。

ただ、プロポーザル方式なので、当然応募事業者は、正社員の構成についてプロポーザルの中で出してくると思います。そういう要件も審査する際の項目として採点の重要な要素になってくると思います。

池尻 成二委員(社民・市民):

委託仕様書とプロポーザルで選定することは、いろいろなレベルがあってもいいと思いますが、現場の業務の責任者が正規の社員であるかないかは、最低要件だと思います。場合によっては、正規でなくてもいいとしての条件でプロポーザルが始まってしまうのは、受託業務に対する責任ある委託のあり方とは到底思えないのです。

一人だけ職員を派遣してもらえば別だが、10人の単位で業務を請負って、しかも区の職員が一人もいない時間帯までやるわけです。ある意味で大きな業務を受託するのに正規の社員が責任者としていなくてもいいというのは、募集のあり方として、責任はとれないと思います。ぜひ入れていただきたいと申し上げます。

「委託業務が的確かつ迅速に履行できる知識を有すること」と業務従事者の選任が書いてありますが、この知識は何のことをいっているのですか。

光が丘図書館長:

事業者においては、当然、受託前に研修等を行います。その内容の多くは、図書館の業務についての研修で、どういう業務を行うか、どういう仕事をするとどこかなどです。その結果、従事者が図書館について持っているべき知識と認識しています。

池尻 成二委員(社民・市民):

そうすると、全く要件抜きで募集されたアルバイトの方でも、研修を受ければこの知識を満たすことは可能であると理解してよろしいですか。

光が丘図書館長:

そうです。現在も区がアルバイトを大量に採用し、研修をしてから、ある時間帯に立っていただいています。

池尻 成二委員(社民・市民):

区がアルバイトを募集しているとおっしゃるが、正規の職員、非常勤の協力員がいてその指揮監督の中でアルバイトを使うのと、委託事業者がむしろ、ベースとしてこういう従業員を基本で委託業務をやるのとは全然意味が違うと思います。

私は、今回の委託計画については、全体の図書館のあり方の問題、委託業務を遂行するためのきちんとした担保があるかどうかを含めて、非常に課題が多いと思っています。

そういう視点から、陳情については結論を出していただきたいと思っています。

内田 ひろのり委員(公明党):

陳情者は委託するとサービスが低下するのではないかとということが、大前提になっています。

図書館長からのお話で、委託することによって、開館日、開館時間が延びる、更に新たな業務をやっていきたいとのことで、図書館から学校へ行く以外にどのようなことを考えているのですか。

光が丘図書館長:

現在光が丘図書館は中央館的図書館として、3係配置しているが、全館に係る業務は、管理係と資料系の2係で事業係は光が丘の事業で、全館の事業を扱う係はありません。

全館的業務が多くなっており、例えば、ブックスタート事業などでも担当する係がない状況が続いています。今回委託化に合わせて、光が丘図書館の事業係に人員を増員いたします。その中で、障害者サービス、児童サービス等については、全館対応の業務を事業係に増員した職員をもって事業を拡大したいと考えております。

例えば、現在準備をすすめております外出困難障害者への郵送サービスや今年度中にも開始をしたいと思っている予約資料受取施設の開設もはじめたいと考えております。

18年4月以降は、学校図書館への支援、障害者サービスの新たな拡大等も検討したいと思っています。

新しい組織を作り、光が丘図書館に人員増をしていくことも今回の委託による効果と考えています。

内田 ひろのり委員(公明党):

私は、カウンター業務を含めて正規の職員でなければできないのかということそうではないと思うのです。

先日も、光が丘図書館で、本の名前が出てこなくて、こんなよう本と言ったところ、正規の区の職員と思わ

れる方が対応してくれたが、すぐにこれですよとはいかず、他の方にいろいろお聞きしてやっと多分この本でしょうと、光が丘図書館にはなかったの、他から送ってもらってようやく読みはじめたところです。

だから、正規の職員だから だけれど外部の民間の方たちはダメだといういい方は、違うのではないかとの考え方を私は持っています。

やはり図書館であるのですから、練馬の図書館を東京一、日本一の図書館にするのだとの情熱を持っている方にぜひとも来ていただきたいと私は思うのです。同時に図書館ですから、それなりの知識が必要だと思うのです。

そこでお伺いしたいのですが、別紙 8 の受託能力をみると図書司書の数、割合が入っていない、業務遂行力に入ってくると思いますが、図書館の業務の性格上、ここは、一項目増やしてでも図書資格を持っている割合が多いかどうかをきっちり、評価項目の一つとして挙げるということは非常に大切だと個人的にも思うのですが、どうでしょうか。

光が丘図書館長:

他区の例をみましても、応募してくる事業者の多くは、当社は何パーセント程度の司書率を検討していますとのプレゼンテーションをしてくと聞きいております。

司書率を大きな項目としていないのは、もちろんプレゼンテーションの中で評価項目とはなっていますが、司書という職種は毎年何万人という方が司書課程をとられています。ただ、司書として図書館に勤務するのは東京ではできません、23 区は司書職を採用していません。そういう中で、資格を持って図書館業務に当たりたいという方が沢山いるのが事実です。事業者が従業者を募集した際に、司書資格のあるものを集めるということは、東京ではそんなに困難な状況でない聞いております。

ただ、司書資格があればいいというよりは、仕様書でも接遇の問題、お客様に対する態度など従業者としての要件はいろいろ書いてあります。その中の一つとして、事業者が自分たちの売物として数字を出してくるということについては、評価をいたしますが、最初から司書であればいいという意味で司書職を指定しないということですが。

それは、現在の職員についても司書資格がないのが基本で、司書でなくても充分図書館で業務ができると認識しているからです。

内田 ひろのり委員(公明党):

業務委託しているのが、23 区中 18 区、その多くの区が司書資格を持っている人が集まっていることも承知しています。

しかし、図書館の性格上あえて、入れておいてもいいのではないかと、事業者の方から説明があるかも知れませんが、しかし、これぐらいはというのを書いてあるのと口頭で説明受けるのでは違うのではないかという感じがしてなりません。

ぜひともそこのところについては、入れていただきたいと要望したいと思います。

池尻さんからもお話のあったレファレンスですが、荒川区で実際に利用してみました。

その場で回答いただけるのは、本の名前、どこにおいてありますかというような簡単なレファレンスならば、その通りで対応できると思いますが、問題が込み入って、複雑になればなるほど、その場では回答できないし、図書館の方からも根掘り葉掘りどうゆうような何に使うのか、いつまでに用意しなければいけないのかとか、外国の文献が必要かとかいろいろなことを聞かれるので、これを常時全ての図書館に配置するのは人員的に不可能だと思いますので、荒川区がやっているように、利用カードを持っている区民であればメールで図書館に送れば、後日回答してもらえるサービスもぜひとも開始していただきたいと感じていますが、どうでしょうか。

光が丘図書館長:

サービス拡大の今後の考え方の中に、eメールを使ったレファレンスにも着手していきたいと考えています。

内田 ひろのり委員(公明党):

レファレンスは国会図書館の中でも大きな部分を占めているところです。ただ、職員数が 950 人位いてその中で、また職員が別にいるところなので、それほどの組織を練馬区で揃えることはできないと思いますけれど、窓口業務で浮いた職員が出てきて、新たな事業ができるとの話がありましたので、そういうような区民サービスが向上することによって、業務委託したことが良かったのだということ区民の多くの方にPRする武器になると思いますので、ぜひお願いしたいと思います。

今回の4館が成功するか失敗してしまうかは、大きなことなので、来年4月から委託が始まって、一定期間経った段階で利用者の方から意見を聞いて、次の4館、3館に繋げていただけるようにするために利用者の方が

ら常に声をいただけるような体制が必要だと思いたいますがいかがでしょうか。

光が丘図書館長:

委託後におきましては、当然委託内容について検証するという業務があります。併せて一定期間過ぎた後に利用者等へのアンケート等も行いたいと思っています。

内田 ひろのり委員(公明党):

図書館に来た方には、受付の横にでも箱を設けていただいて、気軽に入れられる。更にメールでどういう図書館を望むのかなど、一人でも多くの方に寄せていただいて、練馬の図書館を他区にないような素晴らしい図書館にさせていただきたいことを要望して終わります。

福沢 剛委員(自民党):

行政事業の民営化の流れは、国政における郵政事業だけではなくて、自治体まで行われてきています。郵政に関する国民の審判はどのように下されたかは、皆さんご案内の通りだと思います。

その中に、サービスの低下があってはならないことが、大前提であることは、私も重々承知しております。

ただ、限られた財源の中で自治体全体を運営していくかも、当然、俯瞰的に考えていかなければいけない。

例えば、この間の決算で、生活保護費が 200 億円を突破して、今話題になっている三位一体の改革の中で、現在国庫負担が4分の3ですが、それが半分になってしまう。そうするといきなり50億から100億練馬区が持出しをしなければならない。ますます、いろいろなサービスに使える財源が非常に限られてくる。その中で民間委託をすることが、限られた財源の中で今まで以上にサービスを向上させることももちろんなのですが、いろいろな運営をしていく上での一工夫だと、私はそのように捉えておりますし、また、そのようにあるべきだと思っております。

内田委員からもお話がありました。サービスの低下を懸念することはご自由なのですが、民間に委託したら必ずサービスは低下するであろうと断定するのは、やはりよろしくない。ましてや、その企業の中における雇用関係、時給がいくらであるとか正社員であるとかないとかまで話をもっていくのは馬鹿なものだと。

そういったことを全て包含した中で、自治体としては委託先を決めるわけですから、そういったものがクリアしたところが選ばれるでしょうし、運営の中で不都合があれば、当然、民間企業は淘汰されて行きます。官尊民卑的な話や時代錯誤的論理でこの話を否定するのはよろしくない、私はそう思っております。

陳情読上げの時に民間委託を行っている自治体の中で、委託化に関して本質的に何か問題があったところがあれば資料を出してくださいとお願いをしました。細かい部分で苦情等々は日常茶飯事にあるのですが、資料が出てこなかったということは、本質的な部分で委託化を覆すような問題は現在のところ各自治体無いということで、理解してよろしいのでしょうか。

光が丘図書館長:

委員ご指摘の通り、この間、各区が委託化をすすめております。今後ますます拡大と聞いております。その意味では委託化によってメリットがあった、評価されたと認識しております。

福沢 剛委員(自民党):

はい、分かりました。そうなるとこの陳情はどうなるかと帰結してくるのですが、要望として、図書館登録カードを作るが、今日明日の話ではないが、住基カードを持っていれば登録カード代わりになれることを今後やっていただければと思います。

12館構想の中で、12館目も素晴らしい図書館を造っていただけるとのお話をすすめていただいているのですが、将来的には、このようなこともサービスの向上ですし、貸出先がきっちりと認定されるわけですから、個人認証の機械も技術革新で向上しているので、取り入れていただいて利便性を高くしていただければ、住基カードも普及していくのではないかと考えております。要望して終わります。

斉藤 宗孝委員(公明党):

27項目にわたる細かい業務を職員体制ですずっとやってきた。当然、そこには、臨時職員やアルバイトの方も従事され、協力員の方も相当大きな力を発揮していただけてきたことは間違いのないと思いますが、これだけ多くの業務を全て職員でやっていくというのは、今回の民営化の大きな流れであることを考えるとどの点がどのようにサービス低下になるかは、非常に私たちは、考えにくい。

先ほど、内田委員が言いましたように、4館が2館2館で事業者がやることの大きな成果を期待せざるを得ない。ここで失敗したら、あとすすまなくなるわけですが、これだけの仕様書と評価項目を構えてやる事業ですから、当然、いい事業者を選定していただくと強く期待しております。

問題なのは、図書館業務の中で一番問われてきているのは、司書の方とか、レファレンスの受付体制でうんぬんという話が出てくるわけですが、これを読む限りでは、内田委員が申した通り、ケースバイケースで住民

の方も納得できるようなサービス向上に向けての取組みが当然行われると思います。

これからの住民サービスの向上というところにぜひ足を広げていただいて、さらなる図書館の充実になるようお願いをしたいと先ず、意見として申し上げておきます。

陳情のとりまとめということなのですが、改めて陳情の内容を読むと要旨は分かるが、陳情理由がどう解釈すればいいのか、委託化反対ならみな反対になっちゃうのかな。それとも標題にあるように、区立図書館の委託反対と充実発展、私も毎回意見を発表させてもらっているのは、サービス低下にならないように図書館の充実は極めて重要な課題であるというのと、委託化反対というのが冠にかぶってしまっているものですから。

私たちは、委託民営化反対ということであれば、この一項目については、きれいに認められないよという立場でご意見を今までも述べて参りました。2 から 5 項目についてはどうなるのか。特に 3 項目の「全館に知識と経験豊かな職員を配置してください」は、公務員でなくてはいけないのか、委託事業者の中で、しっかりした分かる人を配置して欲しいのか、その辺は読取れない部分があるのです。

図書館協議会は、当然民営化にもっていくのであれば、民営化で携わっていく方を含め、区民の代表の方等々、今までなかったことですが、これについては、新宿、中野、杉並 3 地区、その他 18 区で委託している中には、どういう方向で協議会はすすめられているのか、教えてください。

光が丘図書館長：

3 区以外には、協議会を設けているところはありません。

委託に関連してつくるといような性格のものでもないと思いますので、委託を行うに際して、こういった協議会をつくったとの区はないと聞いています。

斉藤 宗孝委員(公明党)：

前回示していただいた設置の区と新宿区は民間委託を契機としてでなく、つくってきた経緯がある。その評価についてはどのように受止めています。

光が丘図書館長：

図書館法に規定されている協議会は、図書館長の諮問機関ということで、図書館行政に関することを学校教育、社会教育、学識経験者等の構成員に対して、諮問して意見をもらうというものです。その点については、その性格に則って設置した区等は、その時代その時代の図書館の問題点を図書館長が協議会に諮問して答をもらうということを行っておりますので、その点では、役割を果たしていると感じております。

斉藤 宗孝委員(公明党)：

練馬区の今後についての考え方はどうなのでしょう。

光が丘図書館長：

図書館法による協議会であれば、諮問機関ということで、有効性があるのかなと考えております。ただ、陳情等書に書いてあるのは、区民の意見を聴く場という印象の大変強いものと思います。その点では、私も、いろいろな方法で区民の方からご意見を聴いている経過がありますのでそういうもので代えさせていただきたいと考えています。なお、図書館法による協議会については、今後の検討課題としてはあると承知しております。

斉藤 宗孝委員(公明党)：

この陳情の中のもの、図書館法に基づく図書館協議会と個人的には理解するのですが、

5 項目目の利用者懇談会となってくると、図書館長がお話になったような、どういう立場で開くのか、図書館協議会がその役割を担うのかは、この陳情の内容では、読取れないのです。

図書館の充実発展についての中身についても、理由をみると、委託はやめてくださいということなんです。充実させるは私たちが異議なしなのです。その点、陳情の扱い方が非常に難しい感じがします。

委託化反対については、委託化をすすめる方向で行政は動いている事実がありますから、その辺の仕切りの仕方をどういうふうにしていただけるのか。

松村 良一委員長(共産党)：

今考えているのは、陳情第 184 号につきましては、第一項については、今日結論を確実に出して参りたいと思っております。

2 項から 5 項は、まだ流動的なので結論を出していただけるのなら結論を、更に継続しなければならない問題があれば継続するとのスタンスで行きたいと思っております。

斉藤 宗孝委員(公明党)：

そういう進め方もあります。本当は、陳情第 1 項目を取下げてもらって、改めて他 4 項目の陳情として出してもらえるのなら、議論がもっともっと伯仲できるのです。そういう取扱ができなかったのかと思います。当然

一項については云々となると、その下の項目はどうなるのということになると、非常に審議ができなくなる。職員の問題も行政としても当然考えている問題なのですが、どの部分がどうなのかの議論はあるのです。

片野 令子委員(緑自治):

斉藤さんからお話がありましたが、前回の委員会では、委託の問題についてちゃんと結論を出しましょうということがまとめでしたから、皆さんもそれに異議なしとされたので、第 1 項は、区も委託の募集をしてしまっているわけですし、委員会として姿勢を出していくべきと思います。

練馬図書館と春日町図書館を一つにして委託し、大泉図書館と貫井図書館をまとめて委託するとなっていますが、同じ窓口業務だからということなのでしょうか、考え方を伺います。

光が丘図書館長:

今回委託します業務は全館基本的には同じ業務を委託します。ただ、2 館ずつの組合せとしては、距離の近いものとしたのです。業務内容等は変わりません。

片野 令子委員(緑自治):

図書館によって、できてきた経過も違うし、それぞれに地域の特色があります。春日町図書館は、できてきた経過も地域住民の運動の経過もかなり違い、特色があるのに、カウンター業務は変わらないからまとめて委託するのだとは、地域性、特色を持ちながらつくってきた割には、その辺を軽く見ているのではないかと思うがどうなのですか。

光が丘図書館長:

地域性や各図書館の役割分担と今回委託することとは、特に関りがないところで、同じ部分だけを委託するもので、地域性が委託によって変わるということは全然ありません。

片野 令子委員(緑自治):

委託の側からすればそうなのです。利用している側からいったら、全然違うと私は思います。

春日町図書館を利用する人、大泉図書館を利用する人それぞれ違うという、利用する側のことから、もう一度考えるべきだと思っています。

2 館ずつまとめて委託することは、私は不満で、業務が変わらないからいいというものではないと思います。

この 4 館を最初に委託するというのはどういうことでしょうか。

光が丘図書館長:

委託実施に際しまして、長期間にわたって委託検討のプロジェクトチームを組んで参りました。その中で、どの順番でという際に、地域性、例えば西側の図書館が全部一辺に委託するとか、東側の図書館が同じ年に全部委託することを避けるということで、地図上の配置、利用状況、規模の違い等を考慮して、18 年度についてはこの 4 館を委託することにいたしました。

特に今回配慮しましたのは、利便性の非常に高い施設として、駅の近くにある貫井図書館、駅の上にある春日町図書館、この 2 館について時間延長等の要望が多いので、最初に委託を行い併せて開館時間の延長を行うものです。

片野 令子委員(緑自治):

練馬図書館と大泉図書館は、駅からちょっと離れている、規模が同じような形だと(私は同じではないと思うが)ということで、この二つは決めたということですか。

光が丘図書館長:

場所的に大泉方面に一箇所、練馬と貫井は近いのですが、西武線の南、東に当たる部分で、対角線上に、大泉と練馬を選びました。

片野 令子委員(緑自治):

今後の図書館の考え方ということで、全館委託することが新行革プランの中で謳ってある。

大泉図書館や練馬図書館は拠点図書館としてあります。

委託した場合とそうでない場合の比較をする場合に、ここは図書館協力員でここまで担おうとか、他の地域はある程度委託を試みようとか、先程、池尻さんから 10 年計画はとのお話がありましたが、全体の 10 年の中での拠点としての役割をもってきた図書館を、地域の中で充実していこうというような考え方は、持てなかったのでしょうか。

私は、全館を同じような形で、すらすらとやっていってしまって、これから外部評価なりが入ってくるだろうと思いますが、一律委託の仕方は計画としてなっていないかと思うがどうなのでしょう。

光が丘図書館長:

今回委託する部分は、利用者がどこの図書館に行っても同じようなサービスを受けられるという基本的な部分がほとんどです。例えば、どの館でも、予約の仕方は同じです、貸出のルールも同じです、こういう願いをしたらこういうお返事が返ってくると、そういう意味ではどこの館でも同じ業務、同じサービスが受けられるように、同じ仕様書で委託をしようとするものです。

もちろん、今回の4館についても、委託仕様書は各館毎に作ります。それは、建物の造り、立地条件、フロアの配置等がみな違います。それに基づいて、当然詳細な委託仕様書は異なって参ります。しかし、区民へのサービスはこの館、あの館でサービスが異なることの指摘を、委託の際にきちんと同じサービスが全館でできるようにしたいということもありまして、そういう部分については、共通の仕様になっています。

もちろん、施設や特別な扱いをしなければならない部分については、各館毎の仕様書を作ることになっております。

片野 令子委員(緑自治):

区民がいろいろ要求をするかも知れませんが、図書館の窓口なりできちんと説明すればいいことです。だからといって、全部一律の委託の方式がいいのかということそうではない。

今まで拠点としてやってきた所くらいは、今後直営でやっていきたいとおっしゃっていたわけですから、より充実した、いい直営のあり方として、職員を減らして協力員でやったらどうかとか、比較対照のできるような形で、今後の図書館のあり方をぜひ検討すべきではないかと思えます。

私は、こんな一律のやり方には、今後の図書館に不安を覚えます。計画のあり方をもう一度検討していただきたいと思えます。

委託仕様書の中で、区職員が配置されていない時間の責任のあり方、きちんとした責任者がいないということは、駅に近い貫井と春日町を選んだとなると、その時間帯の方が利用する人が増えてくるかも知れない、それを含めて、仕様書の見直しをいろいろな形で議論していただきたいと思えますがどうですか。

光が丘図書館長:

時間外につきましても、必ず業務責任者がおります。区の職員でなければ対応できないような場合には、当然、緊急体制の連絡網等を整備いたします。また、緊急時の災害等の場合にどのような対応をするかマニュアル等も設置して区職員との連絡網等をつくりまして対応したいと思っております。

片野 令子委員(緑自治):

責任者はいるでしょう。正規職員でないということに問題があるということです。

受託実績は問わないとのことであったが、別紙8の事業者選定の評価項目に受託実績がある。

新しくNPOなりを立ち上げて応募したいという場合、可能性が全くないということになってしまいます。点数的には0点になって評価されにくいことになります。どうなのですか。

光が丘図書館長:

募集資格では門戸を広くするというので、受託実績は問うておりません。それは新規参入、NPOについても応募の機会を作るということです。

ただ、評価をすることになれば、当然実績等も評価の対象になってきます。厳しい事業者選定をというご要望が度々委員の方からも出ております。当然、実績というのは、重要な評価項目であると認識しております。

全く実績のないものは排除するのであれば、最初から資格要件で切れればいいことですが、それはしていませんので、委託実績のない方についても応募は可能であると考えています。

片野 令子委員(緑自治):

応募の門戸を開いています。宮崎市の視察でも、ボランティアグループから育てていってNPOの団体に委託をしていく。それもいろいろな段階を踏みながら委託をしていく形です。そのような育てていくとの視点が練馬の場合はないことを憂います。

練馬区でもNPOがどんどん立上がっていくと思えます。委託、委託となれば、やはり自分たちでやってみようという人たちも出てくるでしょう。

そういう人たちとの話し合いもしながら、委託のことも地域性を持ちながらやっていくことも大事なことでないか、育てていくという観点もぜひとも持っていただきたいと思えます。

福沢さんが請求した資料が出てきたら比較ができてよかったが、それがなかった。人件費を削減するための委託が考えられているので、委託をしてみなかったとの評価は絶対出てこない、何か事件でもおきない限りは思います。いろいろな観点、住民の意見はどうか、レファレンスに対してはどうか、などが出てくると思うのですが、それらを調査して出していただきたかったと思えます。

人件費については、確かに削減できてよかったと、結果としては出てきちゃうのかも知れません。

福沢さん、もっと要望していいのではないかと思いますのですが、

福沢 剛委員(自民党):

私は、委託を行った自治体側からみた問題だけでなく、委託先に問題があったかとか、現場を含めて全てで問題がありませんでしたかという資料を要求したのであって、それが出てこなかったということは、細かい日常茶飯事的な注文、クレームはあったとしても、民営化そのものを覆すような大きな現場の問題もなければ、自治体側にも問題なかった、委託先にも問題なかったと理解してよろしいですねいうことを、質問させていただいて、結構ですとのご答弁をいただいたので、得心いたしております。

片野 令子委員(緑自治):

陳情 1 項目だけ質問させていただきました。他の項目については、いろいろ意見を申し上げたいことがあります。

練馬区は文化振興条例をつくっておりますので、文化の充実、向上、区の文化度はどうかというときに、図書館の行政がどうなっているか評価の基準になることが大きいです。地方などでやりたくても財政的にできないところは、学校図書館を非常に充実させていることが多い。

文化度が測られると思いますので、図書館の充実は重要なことと思います。文字活字振興法ができていますから、なぜ、この法律が今できたかを考えると、尚のこと重要なのではないかと思います。

中島 力委員(自民党):

齊藤委員からもお話があったように、私もそう感じておりました。

陳情第 184 号、どうしたらいいか、切っちゃうわけにもいかないし、全部を本来ならば審議してやりたいとの気持ちはあるが、しかし、代表者以下 10,659 名の方々の意見として重くみななければならない。

これは志村区政がスタートして新行革プランの中で計画されたもので、国の方でも福沢委員が言ったように、増税よりは、見直しをしていかなければならない。これは時の流れです。

片野委員のお話もありましたように、宮崎市を視察させていただきまして、練馬区は急激な問題がある中で養成する、育成するというものがちょっと足りない部分もある。

練馬の事業者を選定しようとする場合、なかなか事業者がいけないことが残念と思う。

私も図書館の充実発展については、民間委託をするには区民サービスを怠ってはいけないと思っております。それがまず第一だと思います。

今日のことは、もう時間がないので、いろいろな問題があるが、内田委員もお話があった、アンケートをとったりするのは当然のことだと思うのです。

雇用した場合、他区の事業者であったら、できれば雇用促進のために区内の人を使って欲しい、ここのところが一番大事です。事業者は区外でもやむをえないこともあるが、本来であれば区内事業者にやってもらって、午前中お母さんたちにお手伝いしてもらおう。そういうやり方で、こころのこもった、子どもたちが読書離れをしないような、家のお母さんが図書館に勤めているのだといえるような図書館にしてもらい、お母さんたちに仕事をしてもらいたいと思います。

正副委員長、進め方で整理をしていただいて、諮っていただきたい。

松村 良一委員長(共産党):

中島委員からご発言もありました。先程も齊藤委員からの質問に対して答えました通り、陳情要旨の第一項は、今日結論を出す。第二項から第五項につきましては、各委員の意向等を伺いまして、結論が出れば出す、出なければ継続とするということです。

中島 力委員(自民党):

そんなあいまいなことでもいいの。

正副が集約するのでしょうか。

松村 良一委員長(共産党):

会派毎に陳情要旨第一項について採択、不採択のご意見を伺って参りたいと思います。

共産党: 採択

2 から 5 項目は、委託するしないに拘わらず、図書館をよりよくするためにこれから議論を深めていかなければならないと思います。ここでこれらの結論を出すのは陳情者に対して失礼だと思います。

民主・無所属: 不採択

業務の委託は練馬区にとって避けられないこととの認識を持っています。

自民党: 不採択

社民・市民：採択

委託の際にそこで働く従業員の勤務条件とか資格要件にどこまで区として口を挟むかは、なかなか難しいと思うが、委託化民営化実施計画そのものの中に、従業員の状況をきっちり把握するという考え方があり、法令適合性だけでなく、事務事業の継続性安定性が確保されるように従業員の状況についても把握することが必要だと書いてある。もちろんこれは、指定管理として書いてあるのですが、今回の業務委託は指定管理並みの大きなものとの認識はあるのですから。

私は、今回示された委託仕様書、委託の考え方等々は、やはり、きちっとした質とサービスを担保するという点では、問題がまだまだ多いと感じています。

緑自治：採択

全館を委託する形になっているが、拠点の図書館とか将来計画が見えてこない委託の仕方です。

公明党：不採択

一項だけであれば、態度を表明します、流れてはいけないので。

松村 良一委員長(共産党)：

委員会としての結論は、陳情第一項について、不採択とさせていただき、なお、一部委員から反対の意見があったということを委員長報告の中に述べさせていただく。

この集約でよろしいでしょうか。

では、そのように、第一項については、させていただきます。

第二項以降については、今日いかがいたしましょうか。

結論を出すべきなのか、それとも継続ですすめていくべきなのか、ご意見をいただければありがたいと思います。

片野 令子委員(緑自治)：

結論を出せるのではないかと思います。

例えば「利用者の期待に応えられるようにしてください。」は、当然応えられるようにしなければならない。

「知識と経験豊かな職員の配置をしてください。」は、図書館の職員は3年毎に代わってしまって、図書館協力員がある意味では、専門職員になっているが、本当に関わりたいという職員をもっと配置をすることが必要なのではないか、これは熱意のある職員の配置という一般的な職員配置の仕方だと思います。

4番目の協議会は、今後ますます、第三者評価を含めて重要な位置になるだろうと思います。図書館をどうしたい、あしたいとのいろいろな声は、この協議会の中から生まれてくることもあり、それを基本にしながら運営に反映していくことがあると思いますので、早急に設置すべきだと思います。

5番は当然必要なことです。地域、地域の特色ある図書館ですので。

2,3,4,5は採択すべきものと思っていますが、結論を出せるのであるならば、出すべきではないかと思いません。

中島 力委員(自民党)：

2番3番4番5番というのは、これを一本で全部やるとなると、全部不採択になってしまうのです。

今日、結論を出さなくても、陳情者の皆さんが、署名した方々に説明することがあると思うのです。そのくらいの余裕をみてやらないと。

だから、継続ですね。

斉藤 宗孝委員(公明党)：

当然のこととして、図書館運営は、充実発展させるべく民間委託をいただくのだから、これを不採択というわけにはいかないし、かといって、係ってくると1からここまで係ってきちゃうという、だから1だけ決めてよしとするなら、2,3,4,5は更に充実してもらうために、継続せざるを得ないという判断です。

松村 良一委員長(共産党)：

2会派から継続との声もありますので、正副としては、第二項から第五項につきましては、継続という扱いとさせていただいてよろしいでしょうか。

異議なしの声

松村 良一委員長(共産党)：

第二項から第五項につきましては、本日は継続といたします。

(審議時間 約1時間50分)(作成2005年11月29日 伊藤 勝)